

令和6年（フ）第63号

岩手県宮古市新町1番9号
破産者 有限会社小成周藏商店
1 決定年月日 令和8年7月9日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
盛岡地方裁判所宮古支部

令和7年（フ）第5号

山形市大字八森705番地1
破産者 有限会社ネットワークの里
1 決定年月日 令和8年7月9日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
山形地方裁判所民事部

令和8年（フ）第92号

東京都足立区大谷田三丁目3番3—605号
破産者 有限会社ダブルエイチ
1 決定年月日 令和8年7月9日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

令和7年（フ）第1600号

愛知県小牧市篠岡2丁目1番地1
破産者 株式会社濱西業務
1 決定年月日 令和8年7月9日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第2部

令和8年（フ）第249号

名古屋市港区秋葉1丁目106番地
破産者 株式会社Crari
1 決定年月日 令和8年7月9日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第2部

令和7年（フ）第206号

愛媛県伊予市双海町上灘甲5842番地1
破産者 株式会社フタミフーズ
1 決定年月日 令和8年7月9日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
松山地方裁判所民事部

令和7年（フ）第828号

北九州市小倉北区大門二丁目7番7号
破産者 有限会社シービービー

1 決定年月日 令和8年7月9日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所小倉支部第1民事部

令和7年（フ）第38号

名古屋市港区七反野一丁目104番地 ディアコートセブン 105号、前住所三重県四日市市大矢知町348番地4
破産者 光本 誠
1 決定年月日 令和8年7月10日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所四日市支部破産係

令和7年（フ）第39号

名古屋市港区七反野一丁目104番地 ディアコートセブン 105号、前住所三重県四日市市大矢知町348番地4
破産者 光本 麻美
1 決定年月日 令和8年7月10日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所四日市支部破産係

令和8年（フ）第58号
三重県四日市市白須賀一丁目9番26号
破産者 森 康紘
1 決定年月日 令和8年7月10日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所四日市支部破産係

令和8年（フ）第58号

滋賀県近江八幡市鷹飼町457番地8
破産者 大阪通販株式会社
1 決定年月日 令和8年7月10日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所四日市支部破産係

令和7年（フ）第41号

滋賀県近江八幡市鷹飼町457番地8
破産者 大阪通販株式会社
1 決定年月日 令和8年7月10日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大津地方裁判所民事部

破産手続廃止及び免責許可決定

令和7年（フ）第1062号

北九州市門司区清見3丁目10番25号
破産者 肉と海鮮辰こと 溝口 学
1 決定年月日 令和8年7月7日
2 主文 本件破産手続を廃止する。

3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 主文 破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第1民事部

令和8年（フ）第40号

北九州市八幡西区星ヶ丘1丁目6番10号（101号）
破産者 中尾 英訓
1 決定年月日 令和8年7月7日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 主文 破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第1民事部

令和8年（フ）第186号

栃木県真岡市上大沼2丁目27番地37 グッドヒルA105号室、開始決定時の住所北九州市八幡西区別所町13番14—501号
破産者 藤田 美穂（旧姓瀬尾）
1 決定年月日 令和8年7月7日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 主文 破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第1民事部

令和8年（フ）第58号

神奈川県相模原市中央区氷川町3番6号 CKRビル303
破産者 阿部 将仁
1 決定年月日 令和8年7月8日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 主文 破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所相模原支部

令和8年（フ）第186号

神奈川県座間市相武台3丁目5番11号 ウォーク12相武台202号
破産者 赤沼 真澄
1 決定年月日 令和8年7月8日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 主文 破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所相模原支部

令和7年（フ）第382号

山梨県南アルプス市荊沢1079番地 コーポ鈴村21、前住所山梨県南巨摩郡富士川町青柳町3492番地71
破産者 山下 敏秀

1 決定年月日 令和8年7月8日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 主文 破産者について免責を許可する。
甲府地方裁判所民事部破産係

令和8年（フ）第42号

山梨県笛吹市石和町河内268番地6
破産者 菊島 成巴
1 決定年月日 令和8年7月8日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 主文 破産者について免責を許可する。
甲府地方裁判所民事部破産係

令和7年（フ）第24号

高知県安芸市本町2丁目14番31号、開始決定時の住所高知県安芸市宝永町3番33号 高知県立あき総合病院
破産者 丸岡 楯彦
1 決定年月日 令和8年7月8日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 主文 破産者について免責を許可する。
高知地方裁判所安芸支部破産係

令和8年（フ）第147号

代替住所A（旧住所 山口県下関市長府浜浦西町13—9）
破産者 平川 優華
1 決定年月日 令和8年7月8日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 主文 破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第1民事部

令和8年（フ）第180号

北九州市小倉南区富士見2丁目6—3 ルミエールKYI 401号、住民票上の住所北九州市小倉南区湯川新町3丁目26番42号
破産者 木村龍之介
1 決定年月日 令和8年7月8日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 主文 破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第1民事部